

報告第1号

令和5年度富津市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱を制定する
告示について

令和5年度富津市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱（令和5年富津
市告示第130号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和5年8月17日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根 茂

令和5年度富津市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

富津市長 高橋恭市



富津市告示第130号

令和5年度富津市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「令和5年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金支給要領」（令和5年6月2日付け子第397号-1 千葉県知事通知）に基づき、物価高騰の影響を踏まえ、小学生及び中学生の児童のいる世帯に対して、臨時的な給付措置として実施する、令和5年度の子どもの成長応援臨時給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの成長応援臨時給付金 前条の目的を達するために、富津市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる子どもの成長応援臨時給付金が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 対象児童と同一の市町村に住民登録がある支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の規定による特例給付の受給者を含む。）で、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(子どもの成長応援臨時給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子どもの成長応援臨時給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子どもの成長応援臨時給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子どもの成長応援臨時給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子どもの成長応援臨時給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合は令和5年度子どもの成長応援臨時給付金受給拒否の届出書（別記第1号様式）により届け出るものとする。

3 市長は、令和5年8月15日までに前項の届出がないときは、一般支給対象者に対し、子どもの成長応援臨時給付金を支給する。

4 前項の一般支給対象者に対する子どもの成長応援臨時給付金の支給の通知は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定めるものをもってこれに代えるものとする。

(1) 次条第1号及び第2号の支給の場合 指定口座への振込み

(2) 次条第3号の支給の場合 市の当該窓口での現金の交付

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子どもの成長応援臨時給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する令和5年5月分の児童手当振込時ににおける指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を令和5年度子どもの成長応援臨時給付金支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外の者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 一般支給対象者以外の申請が必要となる支給対象者に対して支給する子ど

もの成長応援臨時給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。

(申請及び支給の方式)

第7条 一般支給対象者以外の支給対象者は、令和5年度子どもの成長応援臨時給付金申請書（請求書）（別記第3号様式。以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 一般支給対象者以外の支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 電子申請方式 申請者が電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して市に申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示されること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(一般支給対象者以外の支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、

速やかに内容を確認の上、当該一般支給対象者以外の支給対象者に対し、子どもの成長応援臨時給付金を支給する。

2 前項の一般支給対象者以外の支給対象者に対する子どもの成長応援臨時給付金の支給の通知は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定めるものをもってこれに代えるものとする。

(1) 第7条第2項第1号から第3号までによる支給の場合 指定口座への振込み

(2) 第7条第2項第4号による支給の場合 市の当該窓口での現金の交付
(子どもの成長応援臨時給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子どもの成長応援臨時給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報、市ホームページその他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和5年4月30日（以下「基準日」という。）時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子どもの成長応援臨時給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和6年2月29日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子どもの成長応援臨時

給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子どもの成長応援臨時給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子どもの成長応援臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、子どもの成長応援臨時給付金の支給に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為に対する第12条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

1 子どもの成長応援臨時給付金は、基準日に千葉県内の市町村に住民登録がある対象児童について法第4条に規定する支給要件を満たす者（以下「養育者等」という。）に対して支給する。

2 1の規定にかかわらず、子どもの成長応援臨時給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に養育者等に対して子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 基準日後に養育者等が死亡した場合（この2の規定により子どもの成長応援臨時給付金を支給される者が、当該者に対して子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）

左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る対象児童の養育者等その他これに準ずるものとして適當と認められる者

<p>② 基準日の翌日から子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に、養育者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であることを市町村が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>③ 基準日の翌日から子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に、養育者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が養育者等に対して子どもの成長応援臨時給付金を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>
<p>④ その他知事が認める場合</p>	<p>知事が認める者</p>

第2 対象児童

第1に規定する者に支給される子どもの成長応援臨時給付金の対象児童（子どもの成長応援臨時給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に養育されている平成20年4月2日から平成29年4月1日までに出生した児童とする。

令和5年度子どもの成長応援臨時給付金受給拒否の届出書

富津市長様

1. 私は、「令和5年度子どもの成長応援臨時給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
2. 本届出により、「令和5年度子どもの成長応援臨時給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※申請者ご本人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面のみ）、パスポート、在留カード等の写し

令和5年度子どもの成長応援臨時給付金支給口座登録等の届出書

令和5年5月分の児童手当支給市町村

富津市長様

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

令和 年 月 日

氏名(姓と名を記入) <input type="text"/>	性別 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/>	現住所 <input type="text"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	男・女 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () <input type="text"/> ※日中連絡のつく連絡先 住所(令和5年4月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要
* 記名押印に代えて署名することができます。		
※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。		

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	同上
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本支店 本支店 出張所	1普通 2当座		届出者名義に関する記入欄(又はアラバマハンドル) 通帳の表記に合致するように記入
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- (1)子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当します。
- (2)子どもの成長応援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、市町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、市町村が届出者に連絡・確認できない場合に、子どもの成長応援臨時給付金が支給されないことに同意します。
- (6)給付金の支給後、令和5年4月30日より前に遡って住民票が削除された場合など、子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子どもの成長応援臨時給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※申請者ご本人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面のみ）、パスポート、在留カード等の写し

第3号様式(第7条関係)

令和5年度子どもの成長応援臨時給付金申請書(請求書)

令和5年4月30日時点の対象児童の住民票所在市町村
富津市長様

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日	令和 年 月 日		
氏名(フリガナ) (記入欄)	性別	生年月日	申請・請求者の現住所 (別居の場合のみ記入)
		年 月 日	電話 ()

※申請・請求者は、下記対象児童を養育している主たる生計維持者です(市外在住の場合を含む)。
修正がある場合は、該当箇所を二重線で消し、余白部分に正しい内容を記入してください。

2. 対象児童

※「支給対象児童」は、令和5年4月30日時点で富津市に住所登録のある、平成20年4月2日から平成29年4月1日生まれの児童です。

	氏名(フリガナ)	姓	性別	生年月日	現住所 (別居の場合のみ記入)	令和5年4月30日時点の 住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円になります。

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

4. 受取方法

指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※下記の書類添付欄に、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の記載誤りがありますと、給付が遅れることができます。

金融機関名	支店名	分類	口座番号(万葉末7桁まで)	口座名義人(カナ)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座	
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

【誓約・同意事項】

- (1)子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当します。
- (2)子どもの成長応援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、令和5年4月30日より前に遡って住民票が削除された場合など、子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子どもの成長応援臨時給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類

※申請者ご本人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面のみ）、パスポート、在留カード等の写し

報告第2号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（令和5年富津市訓令第7号）
の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和5年8月17日提出

富津市教育委員会

教育長　岡根　茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

富津市長 高橋恭市



富津市訓令第7号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(16)」を「(17)」に、「(15)」を「(16)」に、
「(14)」を「(15)」に、「(13)」を「(14)」に、「(12)」を「(13)」に、「(11)」
を「(12)」に、

「

(10) 学校給食の事務に関すること。

」を

「

(10) 学校給食の事務に関すること。

(11) 令和5年度富津市子どもの成長応援臨時給付金支給事
業実施要綱（令和5年富津市告示第130号）に基づく事務に
関すること。

」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

報告第3号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第9条
第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告す
る。

令和5年8月17日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

後援申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和5年7月11日	日本製鉄(株) 東日本製鉄所 労働・購買部長 清水 茂雄	少年野球大会 (7月2・9・16日) ミニバスケットボール大会 (7月22・23・29・30日) 小学生サッカーワークショップ (7月29・30日、8月5日)	少年野球大会 (日本製鉄君津球場) ミニバスケットボール大会 (君津市民体育館・ 日本製鉄君津体育馆) 小学生サッカーワークショップ (君津製鉄君津グラウンド)	日本製鉄杯(少年野球大会・ ミニバスケットボール大会・ 小学生サッカーワークショップ)	令和5年7月27日
令和5年7月14日	千葉土建一般労働組合かずさ 支部執行委員長 山田 幹夫	令和5年8月6日	おどや富津店駐車場	千葉土建かずさ支部富津分会 第46回住宅デー	令和5年7月18日
令和5年7月18日	富津市少年野球連盟 会長 坂本 秀則	令和5年7月23日 (予備日 7月30日)	市民ふれあい公園球技広場 (A面)	第29回富津市少年野球低学年 大会(富津市建設業協同組 合)	令和5年7月21日
令和5年7月25日	一般財団法人言語交流研究所 代表理事 鈴木 堅史	令和5年9月17日 令和5年10月1日	君津市生涯学習センター	親子で参加できる多言語体験 講座	令和5年7月31日
令和5年7月25日	君津地方教育研究会理科部会 会長 伯ヶ部 賢一	令和5年9月16日～ 令和5年9月18日	イオンモール木更津 ホールA・B	君津地方小・中学生科学工夫 作品展	令和5年7月31日